

防府市データ放送サービス管理運用要綱

令和6年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市データ放送サービス（以下「本サービス」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供情報)

第2条 本サービスで提供する情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 災害時等の緊急情報
- (2) 防災、生活・健康、イベントに関する情報
- (3) その他市長が必要と認める情報

(運用・システム管理者)

第3条 本サービスの円滑な運営を図るため、運用・システム管理者を置く。

- 2 運用・システム管理者は、広報政策課長をもって充てる。なお、運用・システム管理者は、本サービスの運用の総括並びに利用の促進を担当する。

(情報管理者)

第4条 本サービスが配信する情報を管理するため、情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、運用・システム管理者から配信権限の許可を得、与えられたパスワードにより情報の配信、管理を担当する。

(個人情報の取扱い)

第5条 本サービスの利用に関わる全ての者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に基づき、個人情報の取扱いに十分注意するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本サービスの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。